

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和3年度環境省予算の概要 － カーボンニュートラル実現を目指す施策の推進 －
著者 / 所属	平田 知子 / 環境委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	431号
刊行日	2021-2-5
頁	161-171
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210205.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210205.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

## 令和3年度環境省予算の概要

### — カーボンニュートラル実現を目指す施策の推進 —

平田 知子

(環境委員会調査室)

1. はじめに
2. 令和3年度環境省予算における「3つの移行」に係る主要事項
3. 令和3年度環境省予算におけるその他の主要事項
4. おわりに

#### 1. はじめに

環境省の令和3年度予算は、一般会計（エネルギー対策特別会計への繰入れを除く<sup>1)</sup>）が1,513億円（前年度当初予算比1%増）、エネルギー対策特別会計が1,606億円（同0.1%増）、東日本大震災復興特別会計が3,612億円（同47%減）の総額6,731億円（同32%減）となっている（総額32%減は、東京電力福島第一原子力発電所事故により福島県内で発生した除去土壌等を保管・管理する中間貯蔵施設の整備が進展したことにより、東日本大震災復興特別会計が大幅に減額となったことによるもの<sup>2)</sup>。ただし、いわゆる「15か月予算」として同時に編成された令和2年度第3次補正予算に、気候変動対策を中心に総額1,398億円（一般会計：893億円、エネルギー対策特別会計505億円）が計上されている（近年の環境省予算の推移については図表参照）。

菅政権においても引き続き環境大臣を務める小泉進次郎環境大臣は、ウィズコロナ・ポストコロナ時代において、「脱炭素社会への移行」、「循環経済への移行」、「分散型社会への移行」という「3つの移行」による、持続可能で強靱な経済社会への「リデザイン（再設計）」を提唱している。令和3年度予算は、この「リデザイン（再設計）」を推進するものとなっており、①「3つの移行」による持続可能で強靱な経済社会へのリデザイン（再設

<sup>1</sup> 「地球温暖化対策のための税」が、毎年度国の一般会計に収納された後、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定に繰り入れられ、環境省予算として支出されている。

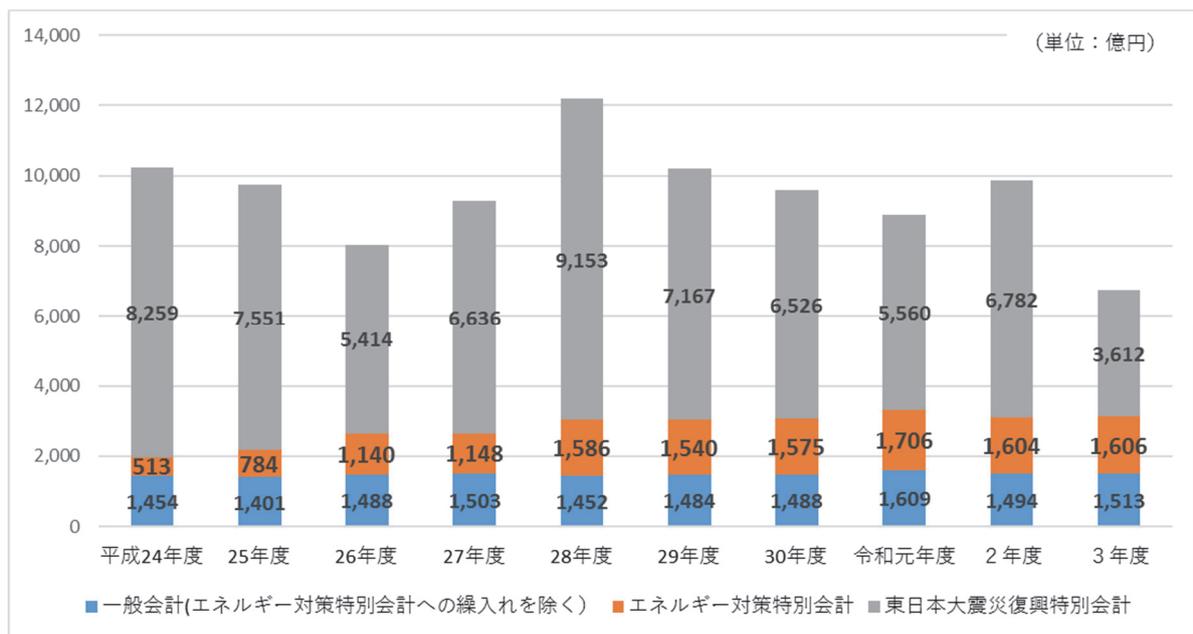
<sup>2</sup> 本稿における年表示は和暦表示をベースとし、国際的な問題を取り上げる時は一部西暦表示とする。また、億単位未満を四捨五入している。

計)、②「3つの移行」を支える横断的取組、③東日本大震災からの復興・創生と更なる未来志向の取組の3つの柱から成っている。「3つの移行」に係る施策に予算や人材といったリソースを集中させるとして「選択と集中」<sup>3</sup>が掲げられ、具体的には、予算の重点化・効率化の観点から、モデル事業等で原則として5年以上継続して実施している事業の令和2年度限りでの廃止・見直しなどが実施された。

さらに、菅義偉内閣総理大臣は、令和2年10月の第203回国会（臨時会）における所信表明演説において、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」旨を宣言した<sup>4</sup>。この宣言を受けて小泉環境大臣は、持続可能で強靱な経済社会への「リデザイン（再設計）」を一層強力に進めていくとし<sup>5</sup>、令和3年度環境省予算については、令和2年度第3次補正予算と併せて、2050年までのカーボンニュートラル実現を目指す予算であるとしている<sup>6</sup>。

本稿では、令和3年度環境省予算の概要について、事業の経緯及び同時に編成された令和2年度第3次補正予算にも触れつつ「3つの移行」に係る事業を中心に紹介する。

図表 環境省当初予算の推移  
(一般会計、エネルギー対策特別会計及び東日本大震災復興特別会計)



(出所) 環境省資料より作成

<sup>3</sup> 環境省「選択と集中」実行本部「「選択と集中」～社会変革のための環境省改革～」(令2.8.3)

<sup>4</sup> 第203回国会参議院本会議録第1号4頁(令2.10.26)

<sup>5</sup> 環境省「小泉大臣記者会見」(令2.10.27) <<https://www.env.go.jp/annai/kaiken/r2/1027.html>> (以下、最終アクセスは全て令3.1.18)

<sup>6</sup> 環境省「小泉大臣記者会見」(令2.12.21) <<https://www.env.go.jp/annai/kaiken/r2/1221.html>>

## 2. 令和3年度環境省予算における「3つの移行」に係る主要事項

### (1) 「脱炭素社会」への移行

パリ協定への対応としてこれまで我が国は、温室効果ガスの排出に係る目標について、平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、中期目標として2030年度に2013年度比で26%削減、長期目標として2050年までに80%削減を目指すとし、さらに、令和元年6月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（以下「長期戦略」という。）では、2050年までに80%削減という長期目標に加えて、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとしてきた。また、令和2年3月の第41回地球温暖化対策推進本部で決定されたNDC（国が決定する貢献）では、2030年度26%削減目標の確実な達成とともに、その水準にとどまることなく、中期・長期の両面で温室効果ガスの更なる削減努力を追及していくことや2050年にできるだけ近い時期に「脱炭素社会」を実現できるよう努力していくことが示された。環境省は、このNDCに基づき令和2年9月より地球温暖化対策計画の見直しに着手しており、2021年11月に開催が予定されている気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）までに改定し追加情報を国連に提出することとなっている。

さらに、2050年カーボンニュートラル宣言を受け開催された令和2年10月の第42回地球温暖化対策推進本部において、菅総理から全閣僚に対し、地球温暖化対策計画とともに、エネルギー基本計画や長期戦略の見直しを加速するよう指示があった。そして、小泉環境大臣に対しては、新たな地域の創造や国民のライフスタイルの転換など、カーボンニュートラルに向けた需要を創出する経済社会の変革や、国際的な発信に取り組むよう指示があった。

#### ア 脱炭素地域の創造

多発する気象災害への危機感等から、国に先行して2050年までのCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを表明する地方公共団体（ゼロカーボンシティ）が、小泉環境大臣の就任以降、急速に拡大してきた<sup>7</sup>。環境省は、こうしたゼロカーボンシティの動きと連動し、地域における脱炭素化を後押しするため、「ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ」として令和3年度予算に204億円、令和2年度第3次補正予算に200億円を計上し、ソフト・ハード両面から支援を推進するとしている。

具体的には、地域における再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の最大限の導入に向けて地球温暖化対策推進法<sup>8</sup>に基づく地方公共団体実行計画の策定などを支援するため、ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業費として令和3年度予算に8億円（新規）、再エネの最大限導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業費として令和3年度予算に12億円（新規）、令和2年度第3次補正予算に25億円を計上している。

また、地域の状況に応じた再エネ等の自立・分散型エネルギーの導入を推進するため、

<sup>7</sup> 表明した地方公共団体は206団体、人口規模で約9,041万人となっている（令和3年1月13日時点）。

<sup>8</sup> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏<sup>9</sup>構築事業費として令和3年度予算に80億円（前年度当初予算：80億円）、令和2年度第3次補正予算に40億円、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業費として令和3年度予算に50億円（新規）、令和2年度第3次補正予算に55億円、P P A<sup>10</sup>活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業費として令和3年度予算に50億円（前年度当初予算：40億円）、令和2年度第3次補正予算に80億円、浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業費として令和3年度予算に4億円（前年度当初予算：5億円）が計上されている。

さらに、制度的にも地域の脱炭素化を後押しするとして、地方公共団体実行計画制度の見直しなどを内容とする地球温暖化対策推進法改正案が令和3年の第204回国会（常会）に提出される見込みである。

### イ 脱炭素型ライフスタイルへの転換

環境省は、我が国の温室効果ガス排出量の約6割が住宅や移動等の家計消費に起因していることから、ストックとして長期にわたって経済社会に組み込まれて温室効果ガスの排出に影響する住宅や自動車を、可能な限り早期に脱炭素化していくことが重要であるとしている。

そこでまず、住宅については、新型コロナウイルスの感染拡大により自宅で過ごす時間が増加し家庭でのエネルギー消費が増大していることや、入浴時等のヒートショック等による死亡が年間最大2万人との推計があることを背景に、Z E H<sup>11</sup>の更なる普及と高断熱化を推進するため、戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化等支援事業費として令和3年度予算に66億円（新規）が計上され、加えて令和2年度第3次補正予算に既存住宅における断熱リフォーム・Z E H化支援事業費として計上されている45億円の一部が充てられる。

また、自動車については、脱炭素化に向けてガソリン車の販売を禁止する国や地域が拡大する中<sup>12</sup>、「動く蓄電池」としての活用も含め、電気自動車や燃料電池自動車等<sup>13</sup>の普及拡大に取り組むこととしており、再エネ電力との同時導入を集中的に支援するため、再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業費として令和2年度第3次補正予算に80億円が計上されている。

<sup>9</sup> 地域循環共生圏とは、各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）に位置付けられている。

<sup>10</sup> Power Purchase Agreement の略。この場合は、自家消費型の太陽光パネル等を設置する場所を提供し、当該電力を利用する需要家（企業等）と発電事業者間で直接結ぶ電力の販売契約を指す。

<sup>11</sup> Net Zero Energy House の略。快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費するエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。

<sup>12</sup> 例えば、英国はガソリン車とディーゼル車の新車販売を2030年までに禁止し、ハイブリッド車（HV）についても規制をクリアしたもの以外は2035年までに新車販売を禁止するとしている。

<sup>13</sup> 電気自動車や燃料電池自動車等とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）を指す。

## ウ 脱炭素イノベーションの加速化

2050年カーボンニュートラルの実現は、革新的イノベーションが鍵とされており、環境省は、再エネ由来水素やCCUS<sup>14</sup>などの脱炭素化に向けた技術革新の開発・実証の推進により、脱炭素社会の早期実現に向けたイノベーションを加速するとしている。

具体的には、地域における再エネ等由来水素のサプライチェーンの構築や水素活用による運輸部門等の脱炭素化を支援するため、脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業費として令和3年度予算に66億円（前年度当初予算：36億円）が計上されている。

また、CCUSの早期社会実装に向けて、商用化規模におけるCO<sub>2</sub>分離回収・有効利用等の技術の確立及び実用展開に向けた実証拠点・サプライチェーン構築のため、CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業費として令和3年度予算に80億円（前年度当初予算：75億円）が計上されている。

## (2) 「循環経済」への移行

### ア プラスチック資源循環戦略の具体化

海洋プラスチックごみ等による海洋汚染やアジア各国での廃プラスチックの輸入規制等の課題に対応するため、令和元年5月にプラスチック資源循環戦略が策定された。同戦略は、①資源循環、②海洋プラスチック対策、③国際展開、④基盤整備という4つの重点戦略の下、具体的な施策の方向性を示している。そして、その展開に当たっては、2035年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクルすること、プラスチックの代替として2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入することなど、野心的なマイルストーンが設定され、その達成を目指すことで必要な投資やイノベーションの促進を図ることとされている。

同戦略の具体化に向けた個別施策の検討が環境省と経済産業省の審議会の合同会議<sup>15</sup>で進められた。令和2年11月には「今後のプラスチック資源循環政策のあり方について（案）」が取りまとめられ<sup>16</sup>、家庭から排出されるプラスチック製容器包装・製品をプラスチック資源として一括回収・リサイクルできるようにすることなどが示された。今後、必要な制度の整備を行うこととなっており、第204回国会（常会）に関連新法が提出される見込みである。

令和3年度予算では、省CO<sub>2</sub>型プラスチック高度リサイクル設備や再生可能資源由来素材の製造設備の導入、さらには、太陽光発電等の再エネ関連製品等リサイクル高度化設備の導入を支援するため、脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業費として令和3年度予算に43億円（新規）、令和2年度第3次補正予算に76億円が計上されている。また、バイオマスプラスチック等の代替素材への転換・社会実装を支

<sup>14</sup> Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage の略。工場等から排出されたCO<sub>2</sub>を他の気体から分離し、貯留・有効活用する。

<sup>15</sup> 中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議

<sup>16</sup> 令和2年11月26日から同年12月25日までパブリックコメントが実施された。

援するため、脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業費として令和3年度予算に36億円（前年度当初予算36億円）が計上されている。

#### イ 持続可能な廃棄物処理体制の構築

新型コロナウイルスの感染拡大下においても、廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務として位置付けられ<sup>17</sup>、緊急事態宣言時においても事業の継続が求められている。そのため、環境省は、医療提供体制の維持や国民生活・国民経済の安定に向けて、廃棄物処理体制の確保、現場での感染防止対策等に取り組んでいる。

令和3年度予算では、非接触型ごみ収集を最終目標にICTを活用したごみ収集車の自動運転等に関する実証事業等を行うため、デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業費として2億円（新規）が計上されている。

#### ウ レジリエントな廃棄物処理

一般廃棄物処理については、循環型社会の形成の推進、災害時における廃棄物処理システムの強靱化、地球温暖化対策の強化の観点から、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対し、循環型社会形成推進交付金等による財政支援が実施されている。近年、ダイオキシン類対策のために整備された処理施設の老朽化に伴う更新需要が増大しており、補正予算も含めると毎年度1,000億円規模の計上が続いている。今般は、令和3年度予算に541億円、令和2年度第3次補正予算に489億円（令和2年度当初予算：591億円、令和元年度補正予算483億円）が計上されている。

また、下水道とは異なり住宅ごとに個別に汚水を処理する浄化槽については、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換が課題である。また、水質に関する定期検査の受検率が40%にとどまっていることから、浄化槽管理の強化が必要となっている。このような課題に対応するため、令和元年6月に浄化槽法（昭和58年法律第43号）が改正され、特定既存単独処理浄化槽<sup>18</sup>に対する措置や公共浄化槽制度の創設、浄化槽台帳の整備等が規定された。同法の改正を踏まえ、早急に合併処理浄化槽への転換等を推進するためなどに、令和3年度予算に104億円、令和2年度第3次補正予算に10億円（令和2年度当初予算：114億円、令和元年度補正予算：10億円）が計上されている。

### （3）「分散型社会」への移行

#### ア レジリエントな地域づくり

環境省は、自然生態系をいかした防災・減災を推進するとともに、自立・分散型エネルギーの導入によるレジリエントな地域づくりに取り組んでいる。このため、令和3年度予算には、地域エネルギーセンターとして廃棄物焼却施設から排出される余熱等を地域で利活用することにより脱炭素化と災害時のレジリエンス強化を推進するため、廃棄

<sup>17</sup> 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令2.3.28（令3.1.13変更））

<sup>18</sup> 既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれがあると認められるもの。

物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業費として 260 億円（前年度当初予算：260 億円）が計上されている。また、防衛省と連携し、離島において再エネ・省エネ・蓄エネ機器等の活用による自己完結型の分散型エネルギーシステムの構築を目指す実証事業を実施するため、離島における再エネ主力化・レジリエンス強化実証事業費として 3.5 億円（新規）を計上している。

### イ 国立公園の抜本強化

本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎える中、我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園等は重要な地域資源となっている。平成 28 年 3 月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、日本の国立公園を「世界水準のナショナルパーク」としてブランド化していくことが位置付けられたことを受け、令和 2 年に訪日外国人の国立公園利用者を 1,000 万人にすることを目標とする「国立公園満喫プロジェクト」が 8 か所の国立公園<sup>19</sup>で実施されている。同プロジェクトは令和 3 年度以降も継続され、更に全国 34 か所全ての国立公園で展開される方針であるが、新型コロナウイルスの感染拡大により国内外の観光客が大幅に減少しており、国立公園の観光地では大きな打撃が生じている。そのため、今後は、疲弊している地域観光業の下支え、そして利用者の回復を図ることが必要になるとみられる。

そこで令和 3 年度予算では、利用者の回復に向けた受入環境の整備等を実施するため、国立公園満喫プロジェクト等推進事業費として 160 億円（前年度当初予算：179 億円）が計上されている。加えて、令和 2 年度第 3 次補正予算に、ワーケーション<sup>20</sup>や冬期・春期の滞在型ツアーを推進するため、国立公園・温泉地等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業費として 30 億円が計上されている。

また、環境省は、国立公園満喫プロジェクトの全国展開とその更なる推進などのために制度的な検討を行うとしており、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）の施行状況や国立公園満喫プロジェクトの取組状況等を踏まえた課題と必要な措置等が中央環境審議会で検討され、令和 2 年 12 月に「自然公園法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（答申案）」が取りまとめられた<sup>21</sup>。これを踏まえ、第 204 回国会（常会）に自然公園法改正案が提出される見込みである。

### ウ 豊かな海の再生

瀬戸内海の環境保全については、これまで瀬戸内法<sup>22</sup>に基づいて、瀬戸内海の有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指し、窒素やりんなどの栄養塩類の排水規制や自然景観の保全などの施策のほか、湾・灘ごとの水環境の変化状況等の分析、藻場・干潟分析状況調査などが進められてきた。

令和 3 年度予算では、瀬戸内海の水環境の保全と水資源の利用に向けた地域資源の保

<sup>19</sup> 阿寒摩周国立公園、十和田八幡平国立公園、日光国立公園、伊勢志摩国立公園、大山隠岐国立公園、阿蘇くじゅう国立公園、霧島錦江湾国立公園、慶良間諸島国立公園

<sup>20</sup> ワーケーションとは、仕事（ワーク）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語である。

<sup>21</sup> 令和 2 年 12 月 18 日から令和 3 年 1 月 16 日までパブリックコメントが実施された。

<sup>22</sup> 「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号）

護・活用の両立を実現する観点から、里海<sup>23</sup>を通じた地域資源等の保護・利活用方策の検討等を実施するため、豊かさを実感できる海の再生事業費として1.5億円（前年度当初予算：1.3億円）が計上されている。

また、平成27年の改正瀬戸内法の見直し規定に基づき、瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方が検討され、令和2年12月に「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性（意見具申（案）」が中央環境審議会において取りまとめられた<sup>24</sup>。これを踏まえ、第204回国会（常会）に瀬戸内法改正案が提出される見込みである。

### 3. 令和3年度環境省予算におけるその他の主要事項

#### (1) 東日本大震災からの復興・創生

##### ア 中間貯蔵施設の整備

福島県内の除染に伴い発生した除去土壌等や廃棄物、10万ベクレル/kgを超える焼却灰等を最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備が東京電力福島第一原子力発電所を囲む形で双葉町及び大熊町において進められている。環境省は、令和3年度末までに福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の中間貯蔵施設への概ね搬入完了を目指すとともに、帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めるとしている<sup>25</sup>。

中間貯蔵施設の整備等に係る令和3年度予算は1,872億円（前年度当初予算：4,025億円）と対前年度比で約53%の減額となっているが、これは施設整備が令和元年度末に終了し、施設整備費等の清算が令和2年度末に完了することによるものである。同予算の内訳は、中間貯蔵施設の整備に必要な調査、用地の取得に99億円、中間貯蔵施設の建設、管理運営、除去土壌等の輸送等に1,609億円、県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等に162億円などで、今後は県外最終処分の実現に向けた除去土壌等の減容・再生利用を強化していく方針である。

##### イ 福島県での放射性物質汚染廃棄物処理事業

警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けた地域（福島県内11市町村）は、放射性物質汚染対処特別措置法<sup>26</sup>により汚染廃棄物対策地域と定められており、同地域内の廃棄物は対策地域内廃棄物とされている。また、環境大臣が指定する放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物を指定廃棄物といい、これらの対策地域内廃棄物及び指定廃棄物は特定廃棄物として、国がその処理を行うこととされている。

こうした放射性物質汚染廃棄物の処理の着実な推進のため、令和3年度予算では、放射性物質汚染廃棄物処理事業費として768億円（前年度当初予算：1,059億円）が計上され、その内訳は、対策地域内廃棄物の処理に90億円、指定廃棄物の処理に268億円、

<sup>23</sup> 里海とは、人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域。

<sup>24</sup> 令和2年12月25日から令和3年1月8日までパブリックコメントが実施された。

<sup>25</sup> 環境省「令和3年度の中間貯蔵施設事業の方針」〈<https://www.env.go.jp/press/files/jp/115219.pdf>〉

<sup>26</sup> 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）

特定廃棄物の埋立処分に 392 億円などとなっている。

## (2) 環境外交の強化

### ア 気候変動外交の強化

パリ協定の目標を達成するためには、先進国のみならず、途上国も含む世界全体が温室効果ガスの排出削減に取り組まなければならない。そのためには、途上国が経済成長と温室効果ガス排出削減に共に取り組むことができるような後押しが必要である。環境省は、二国間クレジット制度（JCM）<sup>27</sup>の推進や温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT シリーズ）を用いた排出量検証等により脱炭素移行を支援することで、世界の排出削減に向けた取組への貢献に主導的な役割を果たすとともに、優れた脱炭素化技術を持つ日本企業の海外展開を後押ししている。

令和3年度予算では、脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業費として114億円（前年度当初予算：107億円）が計上されている。また、GOSAT シリーズについては、2号機の継続運用とともに、排出源特定能力及び排出量推定精度を向上させた3号機の令和5年の打ち上げを目指した開発を推進するため、令和3年度予算に31億円（前年度当初予算：22億円）、令和2年度第3次補正予算に42億円が計上されている。

### イ 生物多様性外交の強化

平成22年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、生物多様性に関する2020年までの世界目標である「愛知目標」が採択された。この目標の達成のため、議長国であった日本は途上国の能力養成を目的とした生物多様性日本基金を生物多様性事務局に設置し、平成22年及び23年で合計50億円を拠出した。現在、2021年以降の新たな国際目標が検討されており、2021年に開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「ポスト2020生物多様性枠組」が採択される予定である。

令和3年度予算では、生物多様性日本基金への増資や日本が主導してきたSATOYAMA イニシアティブ<sup>28</sup>を進める国連大学等への拠出を通じ、「ポスト2020生物多様性枠組」の実施等を支援するため、生物多様性条約等拠出金（SATOYAMA イニシアティブ等）として4億円（前年度当初予算：2億円）が計上されている。

<sup>27</sup> 二国間クレジット制度（JCM）とは、途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの温室効果ガス削減等への貢献を適切に評価し、日本の削減目標に活用するもの。

<sup>28</sup> SATOYAMA イニシアティブとは、原生的な自然環境の保護だけを目指すのではなく、人と自然が一体となり共生してきた日本の里地・里山のような地域の自然環境を保全し、生物多様性の保全とその持続可能な利用の両方を目指す考え方。

### (3) 健康と環境を守る取組

#### ア 石綿（アスベスト）対策

石綿はその約8割が建築材料として消費されており、今後は、建築物の老朽化等に伴って、石綿を含む建材を使用した建築物の解体工事等が増加するものと見込まれている。これまで建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止については、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づいて対策が講じられてきた。令和2年6月の法改正では、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果の報告の義務付け、作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等が規定された。

令和3年度予算では、同法の改正を踏まえ、事前調査結果の電子報告システム等の整備等のため、アスベスト飛散防止総合対策費として2億円（前年度当初予算：1.6億円）が計上されている。

また、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図るために、労災補償等による救済の対象とならない者に対し、石綿健康被害救済法<sup>29</sup>に基づいて救済給付を行っている。健康被害の判定に当たっては、中央環境審議会において標本の確認を行っているが、現行のシステムは電子化やWeb方式での会議に対応できない。そこで石綿健康被害判定業務をICT化（判定に関する遠隔会議システム等の導入）することによって、平時及び緊急時に関わらず審議会を継続し、より迅速かつ着実な救済を図るため、石綿健康被害判定業務のICT化推進事業費として令和2年度第3次補正予算に7億円が計上されている。

#### イ 水俣病対策

水俣病の被害者救済を図るため、平成7年の政治解決、平成21年の水俣病被害者救済特別措置法<sup>30</sup>の制定などにより関連施策の拡充が図られてきた一方で、国や原因企業のチッソに対する損害賠償請求や水俣病の患者認定を求める行政訴訟が継続している。

これまで水俣病被害者救済特別措置法に基づく措置等のため水俣病総合対策関係経費が毎年度計上されており、令和3年度予算には110億円（前年度当初予算：112億円）が計上され、引き続き、被害者に対する医療費支給、健康管理事業のほか、地域再生のための「もやい直し」<sup>31</sup>の推進のための事業等が実施される。

#### ウ エコチル調査

胎児期から幼児期にかけての化学物質ばく露が子どもに与える影響を解明するために、全国10万組の親子を対象とした大規模かつ長期の出生コホート調査<sup>32</sup>・「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」が、平成22年度より実施されている。母体血や臍帯血、母乳等の生体試料を採取保存・分析するとともに、子どもが13歳に達するまでの質問票による追跡調査が行われており、平成31年度からは子どもの成長過程における化学物質ばく露や健康状態を把握するための「学童期検査」が実施されている。

<sup>29</sup> 「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年法律第4号）

<sup>30</sup> 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成21年法律第81号）

<sup>31</sup> 「もやい直し」とは、対話や協働による水俣の地域再生の取組。

<sup>32</sup> 出生コホート調査とは、子どもが生まれる前から成長する期間を追跡して調査する疫学手法。胎児期や小児期の環境因子が、子どもの成長と健康にどのように影響しているかを調査するもの。

同調査は令和 14 年度まで継続の予定であり、令和 3 年度予算には 56 億円（前年度当初予算：55 億円）、令和 2 年度第 3 次補正予算には 6 億円が計上されている。

## エ 動物愛護管理の抜本強化

犬や猫などのペット動物等については、動物愛護管理法<sup>33</sup>に基づいて、ペットショップ等の事業者に対する規制など適正な飼養管理等に必要な施策が実施されている。令和元年 6 月の法改正では、動物取扱業の更なる適正化と動物の不適切な取扱いへの対応強化の観点から、犬猫へのマイクロチップ装着の義務化や愛護動物を虐待した場合の罰則の強化等が規定された。

令和 3 年度予算では、改正事項や附則・附帯決議への対応に必要な調査検討や改正基本指針の施策推進に向けた支援事業等を行うため、動物適正飼養推進・基盤強化事業費として 1.9 億円（前年度当初予算：1.6 億円）が計上されている。

## 4. おわりに

菅総理が 2050 年カーボンニュートラルを宣言し目標が明確に示されたことにより、我が国の脱炭素社会を目指す取組は大きく前進した。令和 3 年度環境省予算も、持続可能で強靱な経済社会への「リデザイン（再設計）」を通じて、カーボンニュートラルを実現する予算とされ、気候変動対策だけでなく、廃棄物処理などの幅広い施策に脱炭素化の視点が盛り込まれている。一方で、この脱炭素化の流れに便乗する施策が出てくるとも懸念される<sup>34</sup>。令和 3 年度予算の編成過程では、「3 つの移行」に環境省のリソースを集中するため、5 年以上継続して実施されているモデル事業等の廃止・見直しが行われた。厳しい財政状況の中、今後も諸施策の検証と見直し作業が欠かせないものと思われる。

また、発災から 10 年を迎える福島復興・再生に向けた取組は、中間貯蔵施設の整備が進捗したことにより令和 3 年度予算では大幅な減額となった。しかし、住民の帰還や生活・産業の再建は道半ばであり、住民には今なお大きな負担を強いている。引き続き住民に寄り添いながら着実に施策を実施していくとともに、帰還困難区域の除染や除去土壌等の県外最終処分に向けた検討といった残された大きな課題に対し、政府は強い意志を持って取り組んでいくことが求められる。

2050 年カーボンニュートラルは、これまでの取組の延長では達成することができない非常に大きな挑戦であり、経済社会の構造やライフスタイルの転換を必要とする。環境省には、持続可能で強靱な経済社会への「リデザイン（再設計）」の実現に向けて実効性ある施策を講じていくこととともに、脱炭素社会を目指す政府の取組を牽引していく役割を果たすことが求められる。

（ひらた ともこ）

<sup>33</sup> 「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）

<sup>34</sup> 河野行政改革担当大臣は、令和 2 年 11 月に実施された行政事業レビューにおいて、温暖化対策関連の政策に関し「今後、便乗予算が出てくる。厳しく見る必要がある」と述べ、厳格な査定が必要だと強調した（『日本経済新聞』（令 2. 11. 16））。